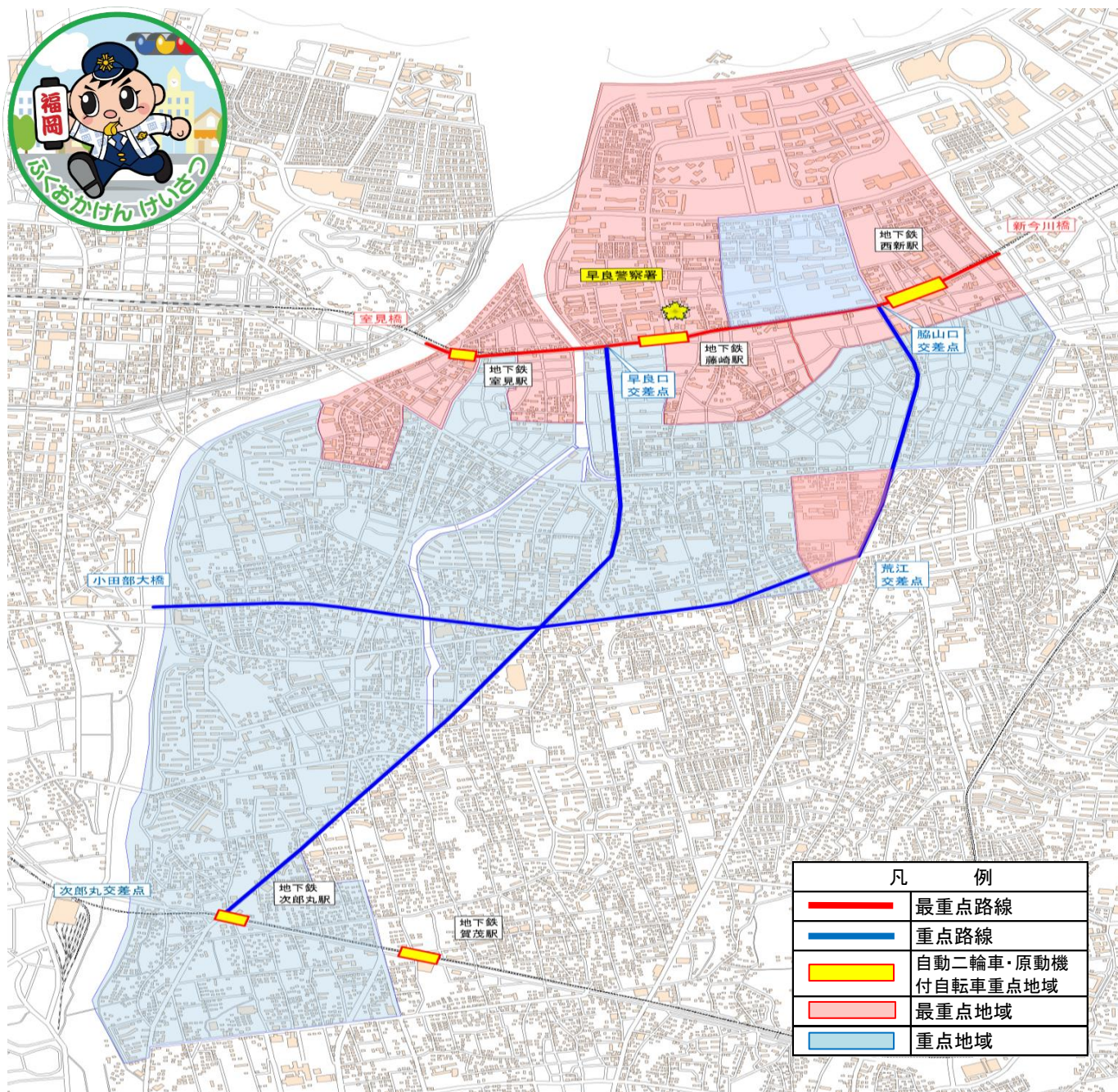


早良警察署 駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域を重点的に巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどを実施します。



【 路線 】

最重点路線 《 区 間 》	重点時間帯
市道千代今宿線(通称「明治通り」) 《新今川橋～室見橋》	終 日
重点路線 《 区 間 》	重点時間帯
国道202号 《荒江交差点～小田部大橋》	終 日
県道内野次郎丸弥生線(通称「原通り」) 《早良口交差点～次郎丸交差点》	終 日
市道西新荒江線(通称「早良街道」) 《脇山口交差点～荒江交差点》	終 日
自動二輪車・原動機付自転車重点地域	重点時間帯
地下鉄駅(西新駅、藤崎駅、室見駅、次郎丸駅及び賀茂駅)周辺のうち、「自転車放置禁止区域」に指定されている地域	終 日

※ 「自転車放置禁止区域」とは、福岡市が条例によって自転車を放置することを禁止している区域をいいます。

【 地域 】

最重点地域	重点時間帯
百道浜1～4丁目 百道1～3丁目 西新1～5丁目 室見1、2、5丁目	終 日
荒江2丁目 南庄6丁目 高取1、2丁目	
重点地域	重点時間帯
西新6、7丁目 城西1～3丁目 祖原 藤崎1、2丁目 室見3、4丁目	終 日
南庄1～5丁目 小田部1～7丁目 弥生1、2丁目 昭代1～3丁目	
曙1、2丁目 荒江3丁目 原1～5丁目 有田1～3、6～8丁目	
原団地 有田団地 室住団地 次郎丸1～6丁目	

※ 本ガイドラインでの活動は令和7年11月1日から行います。